

ブロック制実施要綱による第三次 10 ヶ年計画

2021年5月22日
第222回 理事会

はじめに

第一次 10 ヶ年計画に続き、第二次 10 ヶ年計画が終了しようとしている。いずれの計画も、「40歳以降のあり方」という事業の長期方針と「ブロック制実施要綱」という運営・体制の長期方針を確立したもとの、救済事業を前進させるための中長期計画であった。

合わせて 20 年間の計画実施の中で、重点事業として掲げた「障害のある被害者の将来設計実現の援助」と「すべての被害者の自主的健康管理の援助」は確実に前進し、第二次 10 ヶ年計画の総括で示したように様々な成果を上げることができた。これは、被害者とその親族、守る会、専門家、行政などの協力関係が維持・強化されたことによるものである。

この間、「三者会談」及び「三者会談」救済対策推進委員会は途絶えることなく継続しており、各地の行政協力も前進してきた。守る会は、親から子への引継ぎが行われ協力員活動をはじめ創意的な取組も増加した。専門家は、長期間にわたって被害者の課題に応じた専門性を発揮し、被害者の立場に立って協力をいただいた。

第三次 10 ヶ年計画でも、この成果を引き継ぎ、「三者」関係者の責任・努力と専門家の協力を推進力にして事業を継続・発展させていかねばならない。また、第三次 10 ヶ年計画の作成と実施にあたっては、とりわけ被害を受けた当事者の唯一の団体である守る会の意向を尊重すべきである。被害者は今後さらに高齢になり、従来のような活動は困難になることも予想されるが、被害者団体としてこれまで培ってきた連帯感と英知を集めて、終生にわたる事業とそれを実施するための運営・体制についての主体的な検討が行われることが最も重要である。

1. 第三次 10 ヶ年計画の任務

1974 年に設立されたひかり協会による前人未踏の被害者救済事業の終盤をどのようにするのかについて検討し決定するのが、第三次 10 ヶ年計画の重要な任務である。

具体的には、第一に、第三次 10 ヶ年計画期間中の 10 年間の救済事業内容について早期に確立することである。第二に、被害者の終生にわたる救済事業をめざし、第三次 10 ヶ年計画終了後の救済事業内容と運営・体制についての展望を示し、移行を開始することである。

これらの任務を成し遂げるために、第三次 10 ヶ年計画期間を前期と後期に区切り、それぞれの期における課題と取組を示したものが本第三次 10 ヶ年計画である。

2. 第三次 10 ヶ年計画を進めるにあたっての基本

(1) 「40歳以降の救済事業のあり方」の継続

ひかり協会による被害者救済は、「20歳代のあり方」「30歳代のあり方」と、10年を節として事業の内容を定め、前進させてきた。その後、期間を10年に限定しない長期の事業方針である「40歳以降の救済事業のあり方」(以下、「40歳以降のあり方」)を定めた。また、この中で運営・体制の検討を行うことを決め、その後「ブロック制実施要綱」を作成して事務局体制等の改革を実施した。

「40歳以降のあり方」という長期方針に基づき、10年程度の展望を持って事業を進めるために作成したのが第一次 10 ヶ年計画と、それに続く第二次 10 ヶ年計画であった。第三次 10 ヶ年計

画も、その延長にあり、「40歳以降のあり方」で定めた基本を継続する。

「40歳以降のあり方」で定めた基本とは次のとおりである。

- ① 救済事業の基本的前提は「全被害者を対象にした救済であること」、「三者会談方式に基づく恒久的な救済であること」、「協会・守る会の協力関係を基礎に、民主的に実施する救済であること」、「守る会運動が基本としてきた、国民の理解と支持が得られる救済、専門家の協力が得られる救済、及び三者会談の協力が強化される救済であること」とした。
- ② 救済の原則は「救済とは自立・発達を保障する事業」、「総合的事业であること」、「個別対応こそ生きた救済であること」とした。
- ③ 公的制度の活用と行政協力の強化による救済事業を展開することとした。

これらを継続することを第三次10ヵ年計画を進めるにあたっての基本としつつ、第三次10ヵ年計画では、高齢になった被害者の年代的特徴と公的制度の変化に対応した見直しを行う。

(2) 守る会意見の尊重

救済事業の開始当初から、守る会の意見を尊重してきた。被害者とその親族による運動によって開始された救済事業が、唯一の被害者団体である守る会の意見を尊重して実施されることは当然のことである。「三者会談確認書」にも、守る会の提唱する「恒久対策案」を尊重することは明記されている。このことは協会設立以来、一貫している。

守る会意見の尊重を基本とするが、将来さらに守る会会員の高齢化が進む中で、徐々に意見を求めることが困難になることが予想される。そのため、第三次10ヵ年計画前半に「終生にわたる事業と運営・体制の構想（仮称）」を作成することとし、作成にあたっては守る会からの提言を求めることとする。

3. 第三次10ヵ年計画期間中の重要課題

10年間を前期4年、後期6年に分け、それぞれの重要課題に取り組むが、一部の課題については、第二次10ヵ年計画期間中に前倒しして検討を開始している。

(1) 前期（2021～2024年度）

重要課題A 「40歳以降のあり方」の改正等

- ① 「40歳以降のあり方」の改正
- ② 「金銭給付基準」の改正
- ③ 「2つの援助要綱」及び「協力員制度要綱」の改正

重要課題B 「終生にわたる事業と運営・体制の構想（仮称）」（以下、単に「構想」と呼ぶ）の決定

- ① 「構想」に係る検討課題の作成
- ② 「構想」の作成

(2) 後期（2025～2030年度）

重要課題C 「構想」に基づく「40歳以降のあり方」の改正等

- ① 「構想」に基づく「40歳以降のあり方」の改正
- ② 新「金銭給付基準」等の決定

重要課題D 「構想」に基づく「運営・体制の移行計画」の決定等

- ① 「構想」に基づく「運営・体制の移行計画」の決定
- ② 「運営・体制の移行計画」に基づく移行の開始
- ③ 第三次10ヵ年計画の総括

4. 前期の重要課題等の達成に向けた取組

(1) 重要課題 A 「40 歳以降のあり方」の改正等

第三次 10 ヶ年計画期間は、おおむね被害者が前期高齢者（65 歳～74 歳）の期間である。第二次 10 ヶ年計画の総括で明らかになった高齢期の課題及び被害者の高齢化に伴う社会保障制度の適用の変化などに対応した事業内容に改めなければならない。主としてそれらの趣旨で「40 歳以降のあり方」を改正する。

なお、この課題については前倒しして取組を開始している。

① 「40 歳以降のあり方」の改正

ア. 「40 歳以降のあり方」の必要な修正内容案について「あり方」見直し検討委員会の意見を求め修正内容を決定した。(2019 年)

イ. 修正内容を反映した「40 歳以降のあり方」の改正案を作成し関係者の意見を求める。意見集約を経て、改正する。(2021 年 5 月)

② 「金銭給付基準」の改正

改正した「40 歳以降のあり方」に基づいて「金銭給付基準」を改正する。(2022 年 1 月)

③ 「2つの援助要綱」及び「協力員制度要綱」の改正

改正した「40 歳以降のあり方」に基づいて「2つの援助要綱」及び「協力員制度要綱」を改正する。(2022 年 3 月)

(2) 重要課題 B 「構想」の決定

前期を終了する時点で、多くの被害者は 70 歳を迎える。この頃までに終生にわたる救済事業の内容と運営・体制の基本的な構想を示すことは、被害者にとって大きな安心を与えることになる。また、重度の被害者の生活や課題にも変化していることが予測される。すべての被害者も 70 歳以後は保健医療の面で様々な変化がある。これらに対応するため基本的な構想を確立しておくことは極めて重要な課題である。

守る会意見を尊重するためにも、守る会の組織活動が安定している間に「構想」を決定する必要がある。

① 「構想」に係る検討課題の作成

「構想」を決定するにあたって、まず、どのような事について検討すべきなのかを定める必要がある。そのために、検討課題を作成する。(2022 年度)

② 「構想」の作成

ア 検討課題に対する提言を守る会としてまとめるよう求める。(2022 年度)

イ その「守る会の提言」を受けて、「構想」を検討し、作成する。(2023～2024 年度)

(3) その他の課題『協会 50 年史』の作成、「疫学研究報告」の公表

ア. 『協会 50 年史』を企画し刊行する。(2023～2024 年度)

イ. 「疫学研究報告」を公表する。(2024 年度)

5. 後期の重要課題等の達成に向けた取組

(1) 重要課題 C 「構想」に基づく事業の改革と「構想」に基づく「40 歳以降のあり方」の改正等

後期に入った時点で、被害者は 70 歳を迎えている。「構想」に基づいて事業を改革し、実施していくことが必要である。

そして、第三次 10 ヶ年計画終了後には被害者は 75 歳を超え、後期高齢者になっている。心身の状況がさらに大きく変わり、社会保障制度などの変更も予想される。前期で確定した「構想」に基づき、「40 歳以降のあり方」をさらに改正する必要がある。

① 「構想」に基づく事業の改革

後期の開始時には、前期に改正した「40歳以降のあり方」による事業が施行され、高齢期に必要な事業が行われている。その内容で事業を実施しつつ、部分的に必要な改善を行っていくことは欠かせない。「構想」が確定されているので、それに基づき、事業の改革を適宜実施する。

② 「構想」に基づく「40歳以降のあり方」の改正

ア 「構想」に基づく「40歳以降のあり方」の改正案を作成する。「40歳以降のあり方」の基本を継続し、被害者が最期まで安心して生活できるような内容をめざす。また、2025年に実施する被害者実態把握調査の結果を検討に活かす。関係者からの意見を集約し改正する。(2027年度)

③ 新「金銭給付基準」等の決定

改正した「40歳以降のあり方」に基づいて「金銭給付基準」等を改正する。(2028年度)

④ 第三次10ヵ年計画の総括を踏まえ、また諸状況を反映させて「あり方」及び新「金銭給付基準」等を修正し、最終決定し(2029年度)、全面的に施行する。(2030年4月)

(2) 重要課題D 「構想」に基づく運営・体制の具体化

確定した「構想」に基づき、運営・体制を具体化する。運営・体制の変更は、被害者や関係者等の状況を考慮しながら、ある程度の時間をかけて実施すべきである。必要な改革は行わなければならないが、それによって大きな混乱が生じることは極力回避すべきである。そのため、「構想」に基づく運営・体制の具体化は後期から第三次10ヵ年計画終了後までの期間に行うこととする。

① 「構想」に基づく「運営・体制の移行計画」(案)の作成

「構想」に基づく運営・体制を具体化するための「移行計画」(案)を作成し、関係者からの意見を集約し決定する。(2025～2026年度)

② 「移行計画」に基づく移行の実施

決定した「移行計画」に基づき、適宜実施する。なお、移行については、被害者の状況や関係者等の状況を見て柔軟に対応する。

(3) その他の課題

① 「被害者実態把握調査2025」の実施

「被害者実態把握調査2025」を実施し、分析と評価を公表する。(2025～2026年度)
この結果を、後期の重要課題の取組に可能な範囲で活かす。

② 資料の整理と保存

「資料の整理と保存」の方針を検討する。(2025年～)

③ 事件発生70周年記念式典

関係者と協議のうえ、事件発生70周年記念式典を開催する。(2025年)

④ 第三次10ヵ年計画の総括

重要課題を中心とする第三次10ヵ年計画の取組がほぼ終了した時点で、総括を行う。(2028年度) この総括によって明らかになった不十分な取組については残りの期間で取り組むこととする。